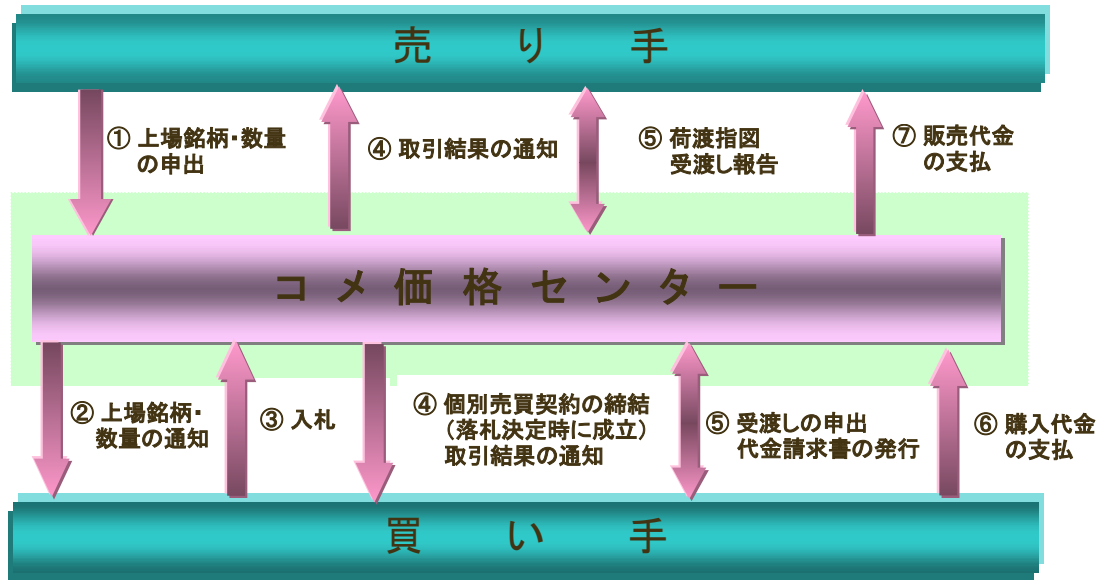


入札取引の主な仕組み

I 入札取引の主な流れ(模式図)



- (注) 1. 売手が申し出た場合には、コメ価格センターが指定した代金決済機関(株)アグリネットサービス又は全集連が④の個別売買契約の締結から⑧の販売代金の支払を行っています。
2. 落札した場合、センターは売り手、買い手各々から60kg当たり原則20円をいただきます。

II. 入札参加者

売り手・買い手としてセンターに登録した者。

- ① 年間20精米トン以上の米穀の出荷又は販売の事業を行おうとするものであって食糧法第47条に規定する農林水産大臣への届出を行っていない者
- ② 原則として過去3年の決算が連続して債務超過となっている者
- ③ 過去1年間、10トン以上の米穀の取扱実績を有しない者
- ④ 食糧法、その他米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行後2年を経過しない者
- ⑤ センター登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

III. 取引の種類及び主な仕組み

- ① 「定期注文取引」と「日常的取引」の2種類
- ② いずれの取引も匿名による取引が可能です。

以下「定期注文取引」及び「日常的取引」の主な仕組みを説明

定期注文取引

定期的(原則として隔週水曜日)に実施する利便性の高い取引です。

1. 実施期日

隔週1回実施(原則水曜日)

2. 取引の種類

売り注文取引: 売手が売りたい米穀の数量、価格等の条件を申出、買い手が入札

買い注文取引: 買い手が買いたい米穀の数量、価格等の条件を申出、売手が入札

3. 上場数量

1口(運送実態を踏まえた数量で、複数口を一括した大口取引も可)以上

4. 売買取引対象米穀

売り手又は買い手の申し出た米穀(複数の産地品種銘柄を括った買い上場も可)

5. 取引条件の申出

売り手又は買い手はセンターへの上場数量申出の際に、希望する様々な取引条件を申出

[取引条件の例示]

落札数量に応じたロット値引き、受渡時期の自由な設定、詳細な生産地域、栽培方法の特定、

受渡地の特定等様々な条件の設定が可能

(具体的にはあらかじめセンターにご相談下さい。)

6. 指値

売り注文取引: 売り手は、落札下限価格(非開示)の申出可

買い注文取引: 買い手は、落札上限価格(売り手へ開示)の申出可

7. 入札

① 買い手又は売り手は、取引条件別の区分ごとに1札の入札可

② 売り注文取引はインターネットを利用した在社入札システム

買い注文取引は電子メールによる入札

8. 買受け又は売渡し申込価格

① 売り注文取引: 売手が申し出た取引条件による受渡し地価格

② 買い注文取引: 買い手が申し出た取引条件による受渡し地価格

③ 取引条件別に区分された玄米60kg当たり(包装代並びに)消費税を含まない価格

9. 落札決定方法

売り注文取引: 申込価格の高いものから落札下限価格まで順次落札

買い注文取引: 申込価格の低いものから順次落札

10. 入札取引結果の公表

円滑な取引に支障が生じる場合を除き、取引区分ごとの落札加重平均価格、落札数量等を公表

日常的取引

日々の需給変動に対応して電子メールを通じて日常的に実施するより利便性の高い取引です。

1. 実施期日

休日等を除き毎日実施

2. 取引の種類

(1) 売り注文

売り手が売りたい米穀の数量、価格等の取引条件を電子メールで申し出、買い手も電子メールで買い入れの申し込み

(取引のバリエーション)

・ 定価販売方式

売り手は定価販売を申し出、買い手からの申込時間の早い順に成約決定

・ 入札方式

売り手は、入札方式（落札下限価格の申出可）を申し出、買い手の入札により、申込価格の高い順に成約決定

・ センター取次方式

売り手及び買い手が、センターを經由して交渉して成約決定

(2) 買い注文

買い手が買いたい米穀の数量、価格等の取引条件を電子メールで申し出、売り手も電子メールで売渡しの申し込み

(取引のバリエーション)

売り注文に準じる

3. 上場数量

1口（運送実態を踏まえた数量で、複数口を一括した大口取引も可）以上

4. 売買取引対象米穀

売り手又は買い手の申し出た米穀（複数の産地品種銘柄を括った買い上場も可）

5. 指値

売り手又は買い手は、落札下限又は上限価格（買い手又は売り手に開示）の申出可

6. 買受け申込価格

取引条件別に区分された玄米60kg当たりとし、（包装代及び）消費税を含まない価格

7. 入札取引結果の公表

円滑な取引で支障が生じる場合を除き、取引分類別の産地品種銘柄ごとの落札加重平均価格及び売買契約数量を公表

売買取引の決済(代金決済)

1. センターにおける米穀の売買取引の決済に係る業務（他者のために行うものに限る。以下「代金決済」という。）

代金決済に係る業務内容は以下のとおり

- (1) 買い手との個別売買契約に関する業務
- (2) 受注及び発注に関する業務
- (3) 買い手への代金の請求及び回収に関する業務
- (4) 確実な債務の弁済の実施の確認及び売り手への出荷の指図に関する業務
- (5) (1)～(4)の業務に附帯する業務

2. 代金決済機関

① センター

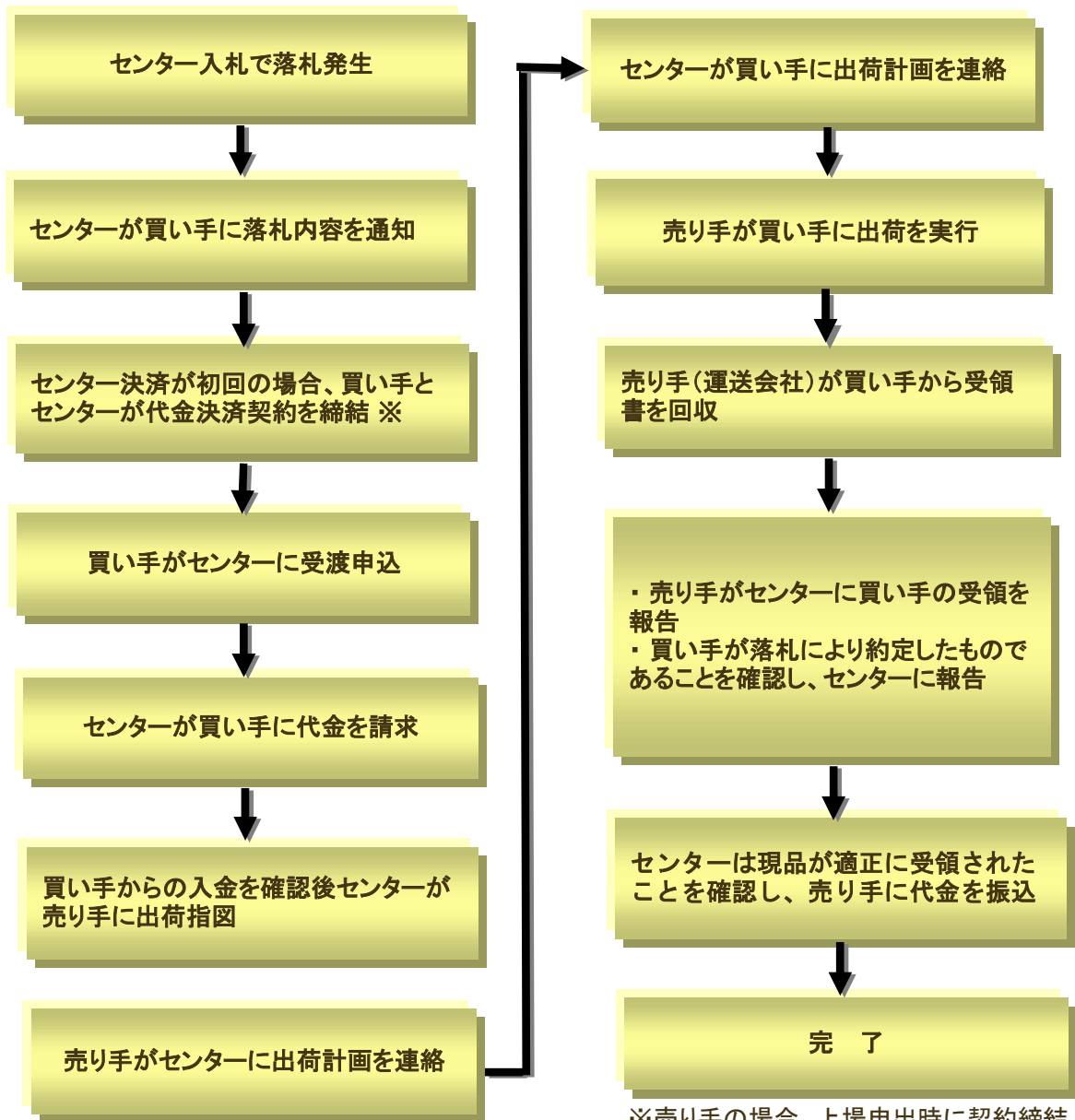
② 株式会社アグリネットサービス又は全集連

- ・ いずれの機関を選ぶかは上場者の申出による。
- ・ 代金決済機関役職員等の秘密保持義務あり

3. センターによる代金決済手数料

センターが代金決済を行うものについては、運営拠出金とは別に売り手から代金決済手数料として60kg当たり5円（消費税込み）を徴収

〔参考〕 センターによる代金決済の流れ



不公正な取引等に関する事例について(抜粋)

1. 価格又は数量に関し不公正と判断される行為
 - (1) 売り手が買い手の入札価格又は入札数量を制限する行為
 - (2) 共同して申込価格の決定を行う行為
 - (3) 売り手が共同して落札下限価格を決定する行為
 - (4) 売り手がセンター以外の者に落札下限価格を知らせる行為
 - (5) 売り手が買い手に対し、第三者への転売又は買い戻しを条件として入札を働きかける行為
2. 米穀の買受け、受渡しに際して不公正と判断される行為
 - (1) 落札した米穀の買受けを確実に行わない、又は確実に行わなくなるおそれがある行為
 - (2) 落札したにもかかわらず、売買契約の締結を拒否し、又は引渡しを拒否する行為
 - (3) 取引が成立した米穀の受け渡しを期限内に行わない行為
3. 不当な差別的取扱いと判断される行為
4. 売り手と買い手の間で入札に特定された利益を提供する又は要求する行為
 - (1) 売り手が買い手に対し、落札玉に特定された販売対策費の支払い等を条件として入札を働きかける行為
 - (2) 買い手が売り手に対し、入札の条件として、落札玉に特定された販売対策費の支払い等を要求する行為
 - (3) 買い手が売り手に対し、又は売り手が買い手に対し、落札玉に特定された販売対策費の支払い等を行う又は要求する行為
5. 売り手又は買い手が、売買取引に関してセンターに提出する書類に虚偽の記載をする行為

運 営 拠 出 金

センターの運営拠出金はつぎのとおり（平成19年産～）

1. 年度会費

落札数量区分	年度会費
5千t未満	5万円
5千t以上1万t未満	15万円
1万t以上	30万円

2. センターでの落札数量に応じた拠出金

落札数量区分	落札数量に応じた拠出金 (60kg当たり・消費税込み)
55t以下	20円
55t超110t以下	19円
110t超	18円